

## 藤沢市みどり保全協働事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市緑の基本計画、藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成21年藤沢市条例第6号）の前文及び藤沢市生物多様性地域戦略を踏まえ、藤沢市長（以下「市長」という。）が市民活動団体と緑化、緑地保全及び生物多様性のために協働して実施する事業（以下「藤沢市みどり保全協働事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 市長は、協働事業者として決定した団体に負担金を交付するものとする。

2 市長は、前項の協働事業者の決定にあたっては、あらかじめ事業の概要等を示した上で、団体を公募し、応募した団体の中から協働事業者を決定するものとする。

(藤沢市みどり保全協働事業の対象事業)

第3条 協働事業者が実施する事業は、次の各号に掲げる内容を含むものでなければならない。

- (1) 藤沢市内の緑地の保全活動やみどりの普及啓発活動等を通じて、市内のみどりの保全活動の推進を図る事業であること。
- (2) 藤沢市内で実施される公益的な事業であり、協働事業者と市長が取り組むことにより、地域や社会の課題の解決につながる事業であること。
- (3) 具体的な効果や成果が期待でき、市民生活の向上が図られる事業であること。
- (4) 役割分担が明確かつ妥当であり、協働事業者と市長が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。
- (5) 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした新たな視点からの事業であること。
- (6) 予算の見積等が適正であり、応募した市民活動団体が実施する事業であること。
- (7) 藤沢市生物多様性地域戦略及び藤沢市生物多様性実行プランの各取組につながる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、藤沢市みど

り保全協働事業の対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 宗教、政治、選挙活動に関するもの
- (4) 実施を伴わない計画を内容とするもの
- (5) 国、地方公共団体その他の団体から当該事業に対し助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの

(事業期間)

第4条 藤沢市みどり保全協働事業の実施期間は、単年度とする。

(団体の要件)

第5条 第2条に規定する応募をすることができる団体は、応募締切日において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は3年以上継続した活動を行っている公益性・公開性を有する団体で、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 藤沢市内に活動拠点及び連絡場所を有していること。
- (2) 代表者を含めて3人以上の役員を置き、かつ、構成員に50人以上の藤沢市民がいること。
- (3) 藤沢市市民活動支援施設に登録していること。
- (4) 運営に関する会則、規約等に基づき運営され、予算、決算を適正に行っていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(応募手続)

第6条 第2条に規定する応募は、次に掲げる書類を藤沢市が指定した期日までに市長へ提出して行うものとする。

- (1) 申込書
- (2) 企画書
- (3) 収支予算書（協働事業期間各年度の収支予算・本件事業分）
- (4) 団体概要書
- (5) 定款又は規約（会則）

- (6) 構成員に50人以上の藤沢市民が在籍することを確認できる資料
- (7) 決算関係書類(直近のもの、団体全体分)
- (8) 法人市民税納税証明書(直近のもの、納税義務のない団体の場合は、不要)
- (9) 法人登記事項証明書(特定非営利活動法人の場合)
- (10) その他市長が必要と認める書類  
(審査選定等)

第7条 藤沢市みどり保全協働事業の協働事業者は、藤沢市みどり保全協働事業者選定委員会運営要領に基づき設置した藤沢市みどり保全協働事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が審査選定を行う。

2 市長は、委員会による選定結果に基づき、当該事業を実施することが適当であると認める藤沢市みどり保全協働事業者を決定し、その結果を前条の規定による応募をした特定非営利活動法人又は団体に通知する。

(協定書の締結)

第8条 藤沢市みどり保全協働事業の実施に当たっては、当該事業を実施する団体(以下「実施団体」という。)と市長との間で協定書を締結するものとする。なお、協定の有効期間は3か年とする。

(藤沢市の支出経費)

第9条 藤沢市みどり保全協働事業の実施に当たって藤沢市が支出する事業経費は、各年度の予算の範囲内で決定するものとする。

2 事業経費は、当該事業の実施に直接必要とする経費とし、当該事業に関係がない事務所の賃借料、光熱水費等の管理経費は対象としない。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、藤沢市みどり保全協働事業の実施期間中においても、当該事業の進捗状況について、実施団体から進捗状況の聴取又は調査を行うことができる。

(完了報告)

第11条 実施団体は、当該事業が完了したときは、遅滞なく完了報告書を市長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第12条 実施団体は、当該事業の完了後1か月以内に事業報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第13条 実施団体は、当該事業の実施に関し必要な帳簿等を備え付け、整備をしておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。